公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１６７６号
大阪市淀川区木川西３丁目６番16―604号
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７０６号
大阪市平野区加美東４丁目11番15―302号、住民票上の住所神戸市長田区浜添通１丁目２番28号
債務者　中田　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４５号
大阪市平野区加美西１丁目15番８号
債務者　大衆かっぽういわさきこと　岩﨑　初日
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛岡恵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２７号
大阪市大正区小林西１丁目２番８号　サニーハウス402号
債務者　岡　　修作
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４２２号
大阪府寝屋川市池田１丁目10番４号
債務者　袈川　正子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船倉　亮慈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３９号
大阪府摂津市鳥飼本町４―３―２―302号、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池東町１丁目１番２号
債務者　後藤　昌之
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達山伸嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２８号
福岡市中央区大手門３丁目６番16―405号
債務者　黒木　正和
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　道也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７１３号
兵庫県川西市水明台４丁目５番地の39
債務者　濱田　　聡
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８９号
大阪府高槻市古曽部町１丁目７番５号
債務者　西村　健一
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４４１号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目34番９号
債務者　津村　忠広
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８号
大分市錦町３丁目５番32号　あしかりビル301号、住民票上の住所大分市大字古国府918番地の１　サンハイツ古国府202
債務者　河野　克巳
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５３号
大分県別府市石垣東１丁目８番50号
債務者　中島　晴吉
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５４号
大分県別府市石垣東１丁目８番50号
債務者　中島　錦惠
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市字仲井真233番地１　メゾンフスモンⅠ302
債務者　金城　　康
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西端　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４４号
佐賀県杵島郡江北町大字八町576番地
債務者　大串　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和幸四郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１１号
栃木県足利市小俣町3990番地203
債務者　森田　桃子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部